

3 他方、被控訴人においても、当審における所要の主張、立証は既に尽くしたところである。

4 なお、念のため、控訴人ら証人申請に係る一九名の者のうち、既に取調べが終了した前記三名以外の者の取調べの要否に関し付言すれば、久米三四郎、川野真治、佐藤進、樋田昌力、柴田俊忍、荻野晃也、市川定夫及び星野芳郎については、原審において既に尋問済みであり、また小島丈児は原審証人生越忠と、瀬尾健は原審及び当審証人藤本陽一並に原審証人久米三四郎と、水口憲哉は同大野純と、アーネスト・J・スターシングラスは同市川定夫と、いずれも立証事項がほぼ同様であるほか、これら証人の立証事項中TMI事故関連のものについては、既に取調べの終了している前記三名の立証事項と実質的に重複する。そして、その他の堀江邦夫、宇井純、樋田敦及び室田武に至っては、およそ本件許可処分の取消事由たり得ない事項に関する者である。

以上のとおり、これら一六名の者は、いずれも証人としての取調べの必要性を欠く者であることは明らかである。

三 以上のとおりであるから、被控訴人は、裁判所におかれて、速やかに本件訴訟における審理を終結されるよう強く希望するものである。

「安い原子力」???

1981年度の四国電力の事業収益は、電力需要の不振のため、前年度に比べた伸び率で2.8%と、九電力中最低となった。一方発送変配電等の費用はかかる、とくに伊方原発1、2号をかかえた四国電力の原子力発電費

は、前年度の1.8倍と、九電力中最高の増加率を示している。そのため、四国電力の経常利益は、前年度に比べて73%も減少し九電力の中で最大の落ち込み率となっている（「市民のエネルギー白書」、平井孝治論文より）。「安い原子力」と歌い上げ、地元住民を金力と権力で押さえつけて、3号炉までもかかえこもうとしている四国電力の、隠し切れない苦悩ぶりを明白に示す数字である。

年末カンパのお礼

会計報告にありますように、年末特別カンパの要請に応じて、会員・読者の皆さんから合計で165,500円が寄せられました。また、会費・紙代の前納などでも御協力をいただき、3月の公判再開までには、ほぼ2回分の公判援助費を積立てができる見通しとなりました。何かと物いりの折にもかかわりませず、交らぬ御支援を寄せられた皆さんに、心からお礼を申し上げます。（久米）

会計報告 ('82.12/1～'83.1/11)

収入

会 費	192,000
ニュース購読料	157,500
カンパ	165,500
計	515,000

支出

ニュース印刷代	46,000
郵送料	12,480
振替手数料	2,040
弁護団会議補助	38,160
計	98,680
差引	416,320
積立金合計	493,589

伊方訴訟ニュース

第113号

1983年1月15日

連絡先：530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル
伊方原発訴訟を支援する会（藤田法律事務所内TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780）

新年を迎えて

—伊方原発反対八西連絡協議会の皆さんから—

反対斗争14年

いの処方箋となると思っております。

謹賀新年

明けましておめでとうございます。

私達、伊方原発反対斗争以来14ヶ年の歳月、実に感無量であります。

同志の皆様の御支援により、価値ある斗争成し得た事を、地元住民心から感謝御礼申上げます。

原発とは如何なるものか改めて申上げるまでもございません。何処の地域に於ても実害が出ている今日であります。眞実一路、大团结、金力・権力に負けず今年も頑張って、原発阻止の実を挙げたいと決意致します。

今後一層の御支援をお願い致し新年の御挨拶申上げます。

昭和58年元旦

伊方原発反対共斗委員会 会員一同

今年はビッグニュースを

新年お芽出度う存じます。

今年は、「水を守る会」ビッグニュースを発表します。御期待下さい。

原発送水反対斗争勝利後も続けておりました、保内町の地下水の調査の結果を発表します。

保内町はもとより、全国各地の地下水の救

昭和58年元旦

保内町水を守る会 矢野浜吉

今後も海洋汚染調査を

伊方原発訴訟を支援する会の皆さん、新年明けましておめでとうございます。

昨年は、私達が4年間にわたって続けてきた伊方原発海洋汚染調査の結果を発表させて頂きました。これは偏に皆様方の御支援のおかげと深く感謝し、この紙上をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

（以下次頁に続く）

2号炉第15回公判

2月18日(金)午前10時

松山地裁大法廷

居丈高の国側を相手に、本人訴訟で奮斗を続ける原告方に激励を！

控訴審第22回公判

3月4日(金)午前10時30分

高松高裁6階大法廷

9ヶ月ぶりの再開で、緊迫した弁論が展開されるであろう。

この調査結果から、伊方原発が通常に運転されているだけで、海底土からコバルト60は検出され、又温排水により海藻のクロメの生育が阻害されており、海中の環境に多大な悪影響を与えています。

私達は、この危険な原発を追出すために、今後もこの調査を続けると共に、微力な私達ではありますが、今年も、支援の会の皆様と力を合わせ伊方原発の反対運動を展開していくと思います。御支援の程、よろしくお願ひ致します。

磯津公害問題若人研究会

今までにない迫力で裁判斗争を明けましておめでとうございます。

昨年11月、伊方原発3号炉増設の為の「公開ヒヤリング」も、過剰警備により「無事」終了し、八西住民を、またまた困らせようとしています。

2号炉裁判においては、被告国側の誠意のなさに、裁判長までが怒り出す始末。原告住民のねばり腰が、少しづつ裁判長をして「まじめに説明せよ!」と言わしめる。今年は、今までにない迫力で裁判斗争を盛り上げ、原告勝利に一步づつ近づいていきたいと思っています。

一方、市では、電源交付金を保内町までではなく、八幡浜市でも取れないだろうかと、市民の生命と財産を守るどころか、売りとばしてでも「金」を取ろうと、「たかり」を画策しつつあるようです。

私達は、眞の安全は、伊方原発を完全に撤去することであると信じ、伊方住民そして全国の仲間と共に、最後まで斗っていきたいと思っております。

1983.1.1.

伊方原発反対! 八幡浜市民の会

本年も一層奮闘を

あけまして御目出度うございます。

今年もよろしく御願い致します。

伊方原発の在り方、建設は、一号炉以来全く正常でなく、故にわれわれ周辺住民も現地伊方住民と共に、茲に14ヶ月の歳月を反原発運動に力を尽して來たこと、当然とは言えよくやったと確信するものであります。

本年も一層奮闘致します。全国同志の皆さん、団結して頑張りましょう。御願い申上げます。

昭和58年元旦

三崎町民会議

資料

一 早期結審を求める被告国側の意見書-

昭和五三年(行)第四号

伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件

控訴人 川口 寛之

ほか三名

被控訴人 通商産業大臣

昭和五七年五月二八日

被控訴人指定代理人

並木 茂

ほか一八名

高松高等裁判所第四部 御中

意見書

伊方原子力発電所原子炉設置許可処分の取消しを求める本件訴訟は、訴え提起以降約八年九か月、控訴提起以降に限っても既に約四

年一か月の年月を経過しているところであるが、以下述べるとおり、原告適格の存否並びに本件許可処分に係る違法性の存否について、既に、控訴人、被控訴人双方の主張、立証が十分に尽くされたものと思料されるので、裁判所におかれて、速やかに本件訴訟における審理を終結されるべく、意見を述べる。

一 昭和四八年八月二七日に提起された本件訴訟については、原審松山地方裁判所において、同年一二月二〇日に第一回口頭弁論期日が開かれて以来、原、被告双方から、原告適格の存否に係る本案前の主張とともに、本件許可処分に係る手続的違法性の存否あるいは実体的違法性の存否に関する詳細な主張が展開されたうえで、証人二一名、原告本人四名、書証五六九点、検証二回、鑑定二件にのぼる量的に膨大なばかりでなく、質的に極めて密度の濃い内容の証拠調べが実施された。

右のような審理に基づいて、原審は、昭和五三年四月二五日、原告適格は肯認されたものの、本案については、ほぼ全面的に被告の主張を否認して本件許可処分の適法性を認め、原告らの請求をいずれも棄却する旨の判決を下された。その判決理由は、極めて広範な事項にわたる各争点ごとに、逐一、詳細な認定、判断を示した周到な内容のものであった。

二1 右原判決に対し、同月三〇日付けをもって原告らから控訴が提起され、同年一〇月二七日に当審における第一回口頭弁論期日が開かれて以来昭和五七年五月二八日の口頭弁論期日に至るまでに、既に二一回に及ぶ口頭弁論期日が開かれ、証人尋問についても既に一三回の期日にわたってこれが実施されているところである。

しかして、この間における控訴人、被控訴

人双方の主張、立証についてみると、原告適格の存否並びに本件許可処分に係る違法性の存否に関する主張は尽くされており、また、右各主張に対応する立証も尽くされているものということができる。

2 すなわち、まず、当審におけるこれまでの控訴人らの主張について検討するに、控訴人らの主張は、TMI事故関連のものがその相当部分を占めており、その余のものは、原審における控訴人ら主張の繰り返し若くは焼き直しにすぎない。そして、右TMI事故関連の論点に関しては、控訴人準備書面(二)及び(四)によって、既に十分に主張し尽くされているものとみられるところである。

次に、当審における唯一の新たな論点ともいべき右TMI事故関連の主張に対応する控訴人らの立証(これは、控訴人らの主張に従えば、そのまま本件許可処分に係る違法性の存否に関する立証としての意味を有するものである。)について検討するに、控訴人は、当審において甲第三九六号証以下相当量の書証を提出するとともに、控訴人ら証人藤本陽一、同小出裕章及び同海老沢徹の尋問が実施されており、更に、被控訴人申請証人佐藤一男についても、実に五回の期日にわたる反対尋問及び再反対尋問を行っているところであり、既に十分な立証を尽くしているものというべきである。

また、TMI事故関連以外の主張に関しては、先に述べたように、それらは原審におけるそれと殆ど変わらないものであるところからして、原審及び当審における從前來の審理に基づきその当否を十分に御判断いただけるものであり、これ以上新たな証拠調べの必要性がないことは明らかである。